

南区社協 「地域福祉活動計画」

ふれあう・ささえあう・わかりあう
～くしやきょう福祉未来図～

平成15年 3月

社会福祉法人

京都市南区社会福祉協議会

南区社協「地域福祉活動計画」目次

はじめに・・・南区社協の14年をふりかえって・・・1P

第1章 地域福祉活動計画のポイント・・・4P

1. 「地域福祉活動計画」とは何か
2. 南区社協における計画づくりのコンセプト
3. 「南区基本計画」と活動計画の関係
4. 策定後に重視する取り組み

第2章 南区社会福祉協議会の現状と課題・・・7P

1. 事業の評価に関するアンケート調査結果から見てきたこと
2. 分野別の懇談会・ネットワーク会議・共同作業等から見てきたこと

第3章 基本目標「何を重視するのか」・・・17P

1. 当事者や家族とのつながりを重視する
2. 総合相談・援助活動とともに、当事者の権利擁護の取り組みを重視する
3. 当事者や家族を支えるネットワークづくりを重視する
4. あたらしい社会福祉のシステムを地域の中で検証する活動を重視する
5. 社協の活動を住民に広く知らせる活動や社会福祉や暮らしの情報を住民に伝える活動を重視する

第4章 基本計画「それぞれの分野でどのような活動を推進するのか」

・・・19P

1. 学区社会福祉協議会活動
2. 高齢福祉分野の取り組み
3. 障害福祉分野の取り組み
4. 児童福祉、子育て支援の取り組み
5. ボランティアセンター事業
6. 地域福祉のネットワーク活動
7. 地域福祉総合相談事業
8. 広報・啓発活動、福祉情報活動
9. 調査・研究、研修活動
10. 区社協の組織および財政基盤の整備

第5章 実施計画「5カ年間の推進計画」・・・22P

(巻末資料)

- ・地域福祉活動計画の統括表・・・28P
- ・「地域福祉活動計画」策定までの作業経過・・・29P
- ・南区社協地域福祉活動計画策定委員会設置要綱並びに名簿・・・32P

はじめに・・・南区社協の14年をふりかえって

社会福祉法人の設立（平成元年）

南区社協は、平成元年10月24日に社会福祉法人格を取得し、市内で第一号の法人区社協として再出発をしました。社会福祉法の改正により指定都市と区社協が法制化されたのは平成2年で、その1年前に法人化を達成できたのは、当時の役職員や関係者の熱意はもちろんのこと、当時の区行政関係者の心強い支援と、学区社協活動を支えたみなさんや入浴サービスのボランティアである福祉推進員のみなさんの熱心な活動の賜です。まさに**住民パワー**で設立された**法人社協**といっても過言ではありません。

安定した運営・事業財源の確保（平成元年度より）

法人設立当初の大きな課題は、安定した運営資金の確保でした。職員の人件費については、市からの補助金で賄われるものの、法人運営費の多くを自主財源で捻出しなければなりませんでした。それを住民からの支援で賄おうと**賛助会員制度**を新設し、15の学区社協が推進役となり、学区の自治組織の協力を得て会員募集活動に取り組みました。初年度は、560万円の実績となり、2年後以降は1,000万円を超え、そして平成7年度からは1,200万円を超えて現在に至るまで安定した実績を確保してきました。賛助会員による会費財源は、設立当初から安定した法人運営の基礎となるとともに、学区社協の新たな活動財源として、また住民の福祉ニーズに依拠した新規事業の開拓のための財源として有効に活用させていただき、今日に至っています。

学区社協活動の振興（平成元年度より）

学区社協活動の振興では、高齢者分野で「ひとりぐらし老人の会食会・茶話会」を中心とした**在宅老人ふれあいのまちづくり事業**や、ひとりぐらし老人世帯への**寝具のクリーニングサービス**を全学区で実施するとともに、障害者分野では**障害者地域交流事業**の普及・振興、児童分野では**子ども文庫活動**の育成を積極的に進めました。現在では、**小地域ネットワーク活動**の普及・振興とともに、介護保険制度下での新たな取り組みとして介護予防を目的とした**健康すこやか学級事業**の全学区実施をめざして、その普及・振興に努めています。

入浴サービスの推進（平成元年度より）

入浴サービスは、開始後、利用者やボランティアの広がりを背景に、法人設立後の南区社協の姿を区民にアピールするという貴重な役割を發揮しました。サービス開始当初の利用人数については、平成元年度の延利用者数は435人だったのが、平成7年度には延利用者総数1,163人とピークを迎えました。平成4年度以降、南区では区民あげて長年要望してきた特別養護老人ホームを中心とした高齢者総合施設の開設を契機に、現在に至るまで介護サービスの基盤整備が進み、それと合わせて利用者も減少傾向をたどっています。しかし、身体的または精神的理由でデイサービス等を利用できない、利用したくない方々や、デイサービスの利用回数を増やしたくても増やせない方、待機中の方にとっては、入浴サービスに対するニーズは高く、平成13年度の延利用者数は722人となっています。ボランティアについては、開始当初は40人でしたが、年々順調に増加の一途をたどり、平成13年度には142人の登録となっています。入浴ボランティアの方々の多くは、民生委員や老人福祉員、学区社協の関係者で、こうした方々が地域で区社協の活動をアピールしていく力になっていただきました。

ふれあいのまちづくり事業に取り組む（平成4年度より）

平成4年度に厚生省（現：厚生労働省）から指定を受けたふれあいのまちづくり事業の実践は、南区社協の活動をステップアップさせる絶好の機会となりました。指定を受けて南区社協では、南区ふれあいのまちづくり推進会を設置し、事務所を設置している京都市南老人福祉センターに南区ふれあい福祉センターを開設して地域福祉総合相談事業に取り組みました。また、従来から取り組んでいた寝具のクリーニングサービス、及び平成3年度から取り組んでいる住居改造支援事業や機能訓練教室支援事業をモデル的先駆的事业に位置付け実施するとともに、学区社協を実施主体として小地域ネットワーク活動や区内の保育園を指定して施設地域福祉活動啓発事業を新規に実施しています。指定を受けた5カ年間の取り組みの成果としては、入浴サービスを中心とした在宅福祉サービス活動を通して、地域や関係諸機関、施設との連携とネットワークの拡大をもたらし、そのことにより住民の福祉問題の早期発見、解決の機能が強化され、住民の福祉ニーズに即したサービスの提供や開発に役立つとともに、福祉のまちづくり推進の大きな力となりました。

ボランティアセンター事業に取り組む（平成9年度より）

その後、平成9年度には、厚生省（現：厚生労働省）と京都市の指定を受け、市区町村ボランティアセンター事業に取り組むことになり、それまでの南区ボランティアセンター事業のレベルアップを図っています。ボランティアに関する相談、啓発・研修、情報提供、グループの活動支援等の機能を強化しつつ、青少年の福祉体験事業やボランティアスクールにも取り組み、南区ボランティアグループ連絡会を結成しています。そして、平成12年度には南区社協ボランティアセンターを開設し、ボランティアグループの会議や研修、実践活動の拠点として大いに活用されています。

ふれあいサロン事業に取り組む（平成11年度より）

また、平成11年度において、精神保健福祉分野の新しい取り組みにも挑戦しています。精神障害者の家族会の共同作業所づくりを支援してきたことを契機に、京都市のふれあいサロン事業に実行委員会を組織して取り組むことになり、ふれあいサロンみなみを開設しました。サロンは、精神障害者とその家族だけでなく、老人福祉センターの利用者、近隣の住民や障害者福祉施設の利用者も利用ができ、そうした人たちとの交流を通して社会復帰を支援していくことを目的としています。現在では、毎日10人前後の障害者と20人程度の健常者がサロンを利用し、交流を深めています。

地域福祉活動計画の策定（平成13年度より）

こうして法人設立から14年を経過し、多くの区民の善意と熱意に支えられて着々と基盤と事業活動の強化を図り今日に至っていますが、平成12年度からの介護保険制度の実施、そして社会福祉法の施行により、社会福祉の大きな転換点を迎え、社会福祉協議会を取り巻く環境も大きな変化を見せています。南区社協もこれまで順調な成長過程を歩んできたのですが、こうした社会福祉をめぐる情勢の変化により、これまでの事業活動の見直しや再編、新たな事業の創設、運営システムの改編、新たな基盤強化策の確立と実行等が求められています。南区社協では、平成13年度において、こうした課題に応えるべく、地域福祉活動計画策定委員会を設置し、南区社協の事業活動や運営、基盤整備をどのように進めるのかという検討を重ね、今回の計画策定に至りました。そして法人設立15周年となる平成15年度からその実行にあたっていくことになります。そうした中で、法人設立当初からの重点要望事項である「南区地域福祉総合センター（仮称）」の建設についても、さらに要望活動を強め、近い将来には必ず実現の運びにつなげていきたいと思っています。

第1章 地域福祉活動計画のポイント

1. 「地域福祉活動計画」とは何か

地域福祉活動計画とは、地域社会にある住民の暮らしや福祉の問題・課題を解決することを目標として、地域住民や関係団体、関係行政機関・施設等との協働により、社会福祉協議会が中心となって策定していく計画です。

南区社協においても、これまで実施してきた地域福祉活動や事業を検証するとともに、地域福祉活動に携わる住民や福祉関係団体・施設、ボランティア等、多くの人々の思いや願いを客観的に明らかにすることで、南区における地域福祉の課題を整理し、更なる発展を実現させていくための、自主的・自発的な行動計画と言えます。

2. 南区社協における計画づくりのコンセプト

南区社協が策定する地域福祉活動計画においては、法人設立以後、自らの活動や事業の評価を客観的に行ったことがなかった現状を踏まえ、まずは南区社協の活動や事業の分析・評価を行うことから課題の整理に着手しました。

また、各分野別・課題別の懇談会や関係諸機関とのネットワーク会議、共同作業等において明らかにされる課題についても、関係者との共有化を図るとともに、会議や作業を通して地域や当事者の願いや思いを集約することを重視してきました。

上記のような作業を通じて、新規に取り組むべき事業や再編・拡充を必要とする事業、継続的な実施が求められる事業として整理しながら南区社協の組織・事業・財政のあり方を検証し、今後5年間（平成15年度～19年度）を目途にした、具体的な行動計画であることに力点をおいた計画づくりを進めてきました。

3. 「南区基本計画」と活動計画の関係

京都市では、平成12年度において行政計画として「京都市基本計画」とともに、各区の個性を生かした魅力ある地域づくりの指針となる「各区基本計画」が策定されています。

南区では、基本計画を策定するにあたって、各種住民組織の代表や学識経験者で構成する「南区基本計画策定懇談会」が設置され、9回にわたる懇談会と16回のテーマ別研究会・分科会を開催して議論を深めつつ、小・中学生による「地域のまちづくりを考えるワークショップ」・「南区ま

ちづくりフォーラム」の開催、計画の概要版（素案）の全戸配布、「南区民ふれあいまつり」での住民からの提案等、住民からの意見を様々な手法で聴取する中で南区基本計画が策定されました。

この南区基本計画の策定には、南区社協も住民組織の一員として策定に参画しており、そこで掲げられた目標や活動方針は、参画した各種住民組のコンセンサスを得て確立されたものであり、南区社協の地域福祉活動計画に掲げる目標や活動方針と大いに関連するものであります。したがって地域福祉活動計画に関わって、特に重視すべき目標としては、4つの重点プロジェクトの中の暮らしを支える地域福祉のネットワークで示された2つの目標が上げられます。（注：下段の囲みを参照）また、具体的な行動計画として示されている寝たきりにならないための予防活動やお年寄りの生きがいづくりへの支援、地域子育てシステムの構築、世代間の交流、ボランティアの育成・支援、障害者問題の啓発と地域交流等も重視すべき活動として位置付けられます。

「暮らしを支える地域福祉のネットワーク」で示された2つの目標

（1）子どもからお年寄りまで区民一人ひとりを大切にする地域支援の充実

【計画の考え方】

南区は、福祉施設の整備も先行しており、南区社会福祉協議会を中心に南区独自のユニークな福祉活動の取組が展開されています。今後は、子ども、お年寄り、障害のあるひともないひとも区民一人ひとりが心身とも健やかに暮らせるよう、地域社会全体で支えあう仕組みづくりを充実します。また、お年寄りや障害のあるひとが社会の一員として積極的な社会参加ができるようまちのバリアフリー化を進めます。

特に、核家族化や地域と家庭のつながりの希薄化が進み、親が子育ての経験や知識を得る機会が減少し、男女が共に自立し、またお互いに支援しあえる状況が完全に実現されていない中で、子育ての困難さを訴える状況が増えています。その結果、育児不安や子どもの虐待の事例が増加しており、子育てに対する支援が急がれます。

（2）保健・医療・福祉の有機的なネットワーク

【計画の考え方】

保健・医療・福祉それぞれの分野間の連携については、具体的な個別の課題に対しては、そのつどとられているというのが現状ですが、区民のニーズに的確に応えていくためには、さらに有機的な連携システムを整える必要があります。

そのためには、区民一人ひとりを中心にすえて、保健・医療・福祉の各分野が一体的に機能するように、より密接に連携し、個人のライフステージや状況に的確に応じるサービスを提供することを目指します。さらに、サービスを提供する現場での連携を強化するとともに、広い視野からみた全体的な連携のあり方などを検討します。

（南区基本計画の抜粋）

4. 策定後に重視する取り組み

(1) 住民の暮らしの実態やニーズの把握

今回の地域福祉活動計画の策定作業において、地域住民の生活実態や意識を明らかにしたり、暮らしや福祉に関するニーズを集約する調査活動や、これまでの南区社協の事業・活動を第三者の視点で客観的に評価したり、計画の内容に対して直接地域住民の声を聞く取り組みについては不十分でしたが、新たな地域福祉の時代を迎えた今、こうした取り組みは、地域や当事者主体の行動計画であるためにも必要不可欠と考えています。

したがって、こうした取り組みを計画策定後の大きな課題として位置付け、今後の評価・見直し作業の一環として取り組んでいくことを重視します。

(2) 評価会議の設置

地域福祉活動計画を責任持って推進していくために、学識経験者や第三者を含めた評価会議を設置します。

この評価会議では、計画の進捗状況や達成状況をチェックするとともに、上記の取り組みを行い、計画の評価や見直しを行います。

1. 事業の評価に関するアンケート調査結果から見えてきたこと

今回のアンケート調査の内容は、南区社協の会員組織や関係の深い団体・機関、南区社協の福祉推進員等を対象に、学区社協の活動や関係団体・施設等との協働事業、在宅福祉サービス事業等の基本的な19事業の認知度と今後の方向性、会員団体等が関連する14事業の評価と課題、及び南区社協の地域福祉活動に期待することを調査したものです。その結果を分析・検証していくと、重点的に取り組むべき課題として、大きく三つの項目に分類することができました。

(1) 新しい福祉課題に関することへの対応に大きな期待

現在の南区社協の活動は、高齢者や障害者への活動は一定おこなわれていますが、児童に関する事業については非常に希薄であることが指摘され、その強化や拡充が求められています。

特に、子育て支援に関わる事業の充実を求める声が多く、子育てに悩みをもつ母親へのサポートや集える場の確保など、地域の中で世代を越えた子育て支援活動のシステムづくりが重要な課題となっています。

また、既存の高齢者等への事業についても、独居を対象とした事業は多くあるものの、高齢夫婦世帯や昼間独居の世帯まで活動が行き届いておらず、大きな不満の声となっていると同時に、虚弱な高齢者が生きがいを持って生活していくことや、要介護状態にならないための予防的な活動なども重点的に取り組むべき活動として、要支援高齢者への総合的な活動強化が求められています。

(2) 地域の福祉力の育成や地域社会の連携強化

地域の中で、誰もがあたりまえに生活していくためには、住民の理解や協力が必要不可欠ですが、地域社会への関心低下や住民同士の関係の希薄化を危惧する声も少なくありません。

このような状況のなか、地域の福祉力を高めていくためには、誰もが気軽に福祉活動にふれる機会を増やしていくことや、ボランティア活動の裾野を広げていくための体験事業や福祉教育、研修会の拡充を図ることによって、人材育成とマンパワーの創出をしていくことが必要となってきました。

また、それをつなぎ合わせていくための手段として、関係団体・施設・諸機関等を含む福祉ネットワークの強化を主軸としながら、必要などころへのサポート体制や、身近なところで柔軟な対応のできる有機的なネットワークを組織し、当事者の立場にたった活動や地域に密着した活動を展望していく声が聞かれました。

(3) 南区社協の基盤強化

(拠点の整備や事務局体制の強化、財源の確保)

特に、法人設立当初からの課題となっている拠点「南区地域福祉総合センター」の整備と事業拡大に伴う事務局職員体制の整備は、今後とも重点課題として実現に向けた取り組みを強化していくとともに、南区社協の大きな財源となっている賛助会員の増強にあたっては、平成9年度をピークにゆるやかな減少傾向となっており、少しでも減少を食い止めるための対策を講じることが急務となっています。

また、それに関わって、地域住民に対する情報提供の不足が指摘されており、更なる理解と協力を求めていくために、広報誌や各種チラシの発行、インターネット等を通じての広報やPRを強化していくことや、その財源の活用状況などの情報公開が重要となっています。

2. 分野別の懇談会・ネットワーク会議・共同作業等から見えてきたこと

(1) 学区社会福祉協議会

学区社協部会

現在の学区社協の主な活動は、高齢者の社会的孤立を防ぐための「在宅老人ふれあい事業」（会食会・茶話会、配食サービス等）やそれに伴って開催される「暮らしの学習講座」「幼老交流事業」といった事業をはじめ、生活支援の活動として「寝具のクリーニングサービス事業」や障害をもった方々の社会参加の場を提供する「障害者地域交流事業」等があり、各学区の実情に応じて活発に展開されています。

また、厚生省（現：厚生労働省）指定の「ふれあいのまちづくり事業」実施に伴う「小地域ネットワーク事業」においても、要援護者台帳の整備と日常的な見守り支援を目的に、民生児童委員協議会等の協力を得ながら、モデル4学区（唐橋・陶化・吉祥院・久世）の実践を経て全学区で実施されてきました。

一方、平成12年度の介護保険導入に伴う自立認定者等への支援策として、京都市から京都市社協を通じて南区社協に委託された「健康すこやか学級事業」は、新しく取り組む地域での介護予防事業として期待が寄せられています。

さらに、これに関連して、学区内にある福祉関係施設や諸機関といった地域の社会資源との連携・協働が拡充しつつあり、住民の主体的な活動に福祉の専門家や福祉施設が協力するなど、新しい学区社協活動の一面も生まれてきています。

このように学区社協の活動は、南区社協の法人設立以前から、目まぐるしく変わる福祉情勢や南区社協の事業拡大に伴い、活動メニューが年々増加してきました。

本来、学区社協の活動とは、地域住民が主体となって暮らしや福祉に関する問題点を明らかにした上で、その解決を図っていくという住民福祉活動です。メニュー化された事業をこなすことに終始するのではなく、そのことを起点として地域住民の暮らしや福祉の問題を掘り起こし、解決のための新たな活動を地域から創り出していくことも今後は重視する必要があります。

また、社会福祉法の施行に伴い社会福祉のシステムが「措置」から「契約」へと転換しようとしています。新しいシステムに基づく各種制度（介護保険制度や支援費制度）を住民の立場で検証し、より良いものにしていく取り組みも重要になっています。

以上のことを基本姿勢としながら、今後5年間に学区社協が重点的に取り組んでいく活動としては、既存の会食会・茶話会を拡充しながら、虚弱高齢者等の自立支援を助長する健康すこやか学級の推進や障害者地域交流事業の拡充、地域内の関係施設・当事者・団体・機関等との連携強化を図る福祉施設の地域啓発・交流事業があげられます。

さらには、見守りや支援が必要な高齢者世帯等を把握し、本人の同意を得た上で援助台帳を整備するとともに、ボランティアを組織して訪問や見守り、簡易な援助活動を行う安心すこやかネットワーク（小地域ネットワーク）の拡充や、学区社協活動の周知、福祉情報の提供、学区社協の情報公開を目的とした広報紙の発行にも重点を置いて推進していきます。

また、実施方法等を見直す事業としては、区域レベルのサービスでありながら、学区によって対象者や実施方法に格差が生じている寝具のクリーニングサービスは、対象者や条件の統一化を図るといった、実施要綱の整備が求められています。

（2）高齢福祉分野

高齢者ネットワーク検討会

南区基本計画における具体的な取り組みとして、高齢者が地域でいきいきと生活することや自立生活を支える地域福祉のネットワークづくりを目的に高齢者ネットワーク検討会が立ち上げられ、南区社協事務局も委員ならびに検討会事務局として参画し、意見交換と協議を進めてきました。

その結果、学区単位のネットワーク活動として、高齢者の生きがいづくりや自立生活の支援活動を推進する体制を、学区の実情に合わせながら社協や民協の連携を基本に整備していくことや、その活動の交流および調整役として区域レベルのネットワークが関係行政機関をはじめ、区社協、区民生児童委員会、地区医師会、在宅介護支援センター等で構成されることとなり、これを高齢者ネットワーク事業（巻末資料参照）として、南区基本計画の進行管理をおこなう南区まちづくり推進会議に報告が行われる予定です。

とりわけ学区単位のネットワーク活動の推進においては、南区社協の事務局職員はもちろんのこと、区役所の福祉部・保健部の職員、消防署の職員、地区医師会の担当の医師や在宅介護支援センターの相談員が連携しながら必要に応じてサポートをするという体制が盛り込まれました。

一方、この**高齢者ネットワーク事業**の推進に関わり、重要な取り組みとして、**要援護高齢者台帳の整備**があげられています。

南区社協が学区民生児童委員協議会の協力を得ながら全学区で取り組んだ**安心すこやかネットワーク（小地域ネットワーク）**において、要援護高齢者等の台帳を作成し一定の把握に努めてきましたが、台帳の更新作業については苦慮している学区も少なくありません。

これには、高齢社会化による対象者の増加はもとより、介護保険の導入に伴って、福祉サービスの利用がサービスを提供する事業所と利用者との直接的な契約となったため、行政機関や民生児童委員をはじめとした地域の役員等に情報が伝わらず、支援が必要な対象者が見えにくくなっていることがあげられます。

学区によっては、回覧板による自己申告を基本とした台帳を作成したり、必要な世帯には民生委員や老人福祉員を通じて緊急連絡先を調べる等、努力と工夫を重ねながら整備に努めている学区もありますが、マンションの増加による激しい住民の転出入等の理由も重なって、大まかな台帳はあるものの、高齢者の実態を網羅したきめ細やかな台帳には至っていない実情が明らかになりました。

また、台帳の内容や正確さについての意見として、守秘義務や個人のプライバシーの問題もあるため、ある程度大まかな台帳でも仕方がないという意見や、災害時のことを考えた場合、密度の濃い台帳を作成しておくべきとの意見が出されました。

いずれにしても、**台帳を整備していくには、プライバシー保護や守秘義務は必ずつきあたる問題であり、民生委員や社協役員等の連携強化のもと、十分な配慮をおこなうことや、本人の同意を得たうえで台帳整備を進めていくこと、作業を通して地域の中で関係する団体・機関・行政が協力・連携を深めていくことが、より良いネットワークを構築していくために必要である**といえます。

在宅介護支援センター連絡会

南区内の在宅介護支援センター連絡会にオブザーバーとして参加することで、地域における介護問題の把握やインフォーマルサービスの情報共有に努めるとともに、南区社協の、要援護高齢者に対する在宅福祉サービス事業について意見交換を行いました。

入浴サービス事業について

介護保険施行後、サービス提供事業者の努力もあって、入浴に対するニーズは一定のレベルまで保障されてきましたが、潜在的なニーズがまだまだ存在することや、デイサービスセンターでは体力的に負担

がかかり適応しにくい高齢者にとって、なくてはならないサービスの一つであることがあらためて確認されました。

一方、紹介する側にとって、必要性はあるが使いにくいサービスになってきていることも問題点としてあげられ、その理由として、介護保健下のサービスに比べて利用料金が割高であることや、入浴できる判断基準が厳しいために紹介しても入浴できない利用者があること、緊急対応にはむいていないこと等が指摘されました。

利用料金については、京都市の補助事業のため当局との調整が必要となりますが、利用者にとっては介護保険制度でのサービス（通所介護）利用料との比較において「割高感」があり、この点で入浴サービス利用者への利用料軽減策を独自に講じていく必要性があります。

また、事業の周知や広報にあらためて力を入れていくことで入浴に対するニーズの掘り起こしを進めていくことや、迅速な対応をしていくこと、より安全な入浴体制の確保等の専門性が求められてきています。

住宅改造支援事業について

在宅の障害者世帯等に対し、機能回復や現存機能維持のための環境整備、日常生活における負担や危険の軽減を目的に、平成4年度から住宅改造にかかる相談援助と助成（1件2万円を限度）を実施してきましたが、他制度の整備（重度障害者の住宅環境整備費補助事業や介護保険による住宅改修費の支給等）が進むにつれて申請件数が減少してきています。

本事業は他制度の優先が前提となっていますので、減少傾向にあることは公的な制度等が充実してきた結果だと考えられますが、介護保険施行後のここ2年間においては、40ケースほどあった年間の申請が10ケース程度に減少しているため、この事業の必要性や存在価値についての意見交換を行いました。

その結果、他制度の整備が進んできてはいますが、立位や歩行が困難な高齢者でも制度そのものに適用されないケースや、介護保険を申請しても自立と認定されたケース、申請するほどではないが室内において転倒の危険性があるケースなど多数見られるため、高齢者の自立を補助する事業として継続実施を求める声が聞かれました。

健康すこやか学級事業について

在宅介護支援センターが自立高齢者等に対し介護予防プランを作成する際に、活動メニューの一つとして紹介していく介護予防事業として大きな期待が寄せられています。

また、この事業の実施にあたっては、在宅介護支援センターが地域における相談機関としての役割を果たしていくためにも、自立支援に関わるプログラムの協働作成及び実施等の協力は惜しまないとの意見もありました。

しかし、現段階では一部の学区でしか実施されていないことや、不定期な開催が多いため、地域の実情と兼ね合わせながら学区社協との連携を強化し、事業の拡充を図っていくことや定期的な開催をしていくことが求められています。

(3)障害福祉分野

障害者福祉部会

障害者の社会参加状況について、各障害種別の代表者から現状と課題を報告いただき意見交換したところ、それぞれの分野で独自の課題はあるものの、一律して地域の中で理解を深める場や交流の場が少ないことが問題としてあげられました。

一方、地域でそうした活動があっても参加せず、引きこもりがちになっている当事者がいることも指摘され、身近な地域での交流の場を拡充していくとともに、当事者への積極的な呼びかけを行なっていくことが必要であることが明らかになりました。

また、平成7年度より各種障害者団体・施設との共催で、区内のボランティア活動の裾野を広げることを目的に、南区ボランティアスクールを開催してきましたが、その開催方法や内容についても議論され、講座の種類や内容がより充実するよう検討していくとともに、スクール終了後、受講者が継続的にボランティア活動が行なえるような環境整備を検討していくことが必要となっています。

障害者地域交流事業に関するミニシンポジウム

障害者の地域交流活動の意義・意味を確認するとともに、その推進方策を探ることを目的として、地域交流事業を実施している「当事者組織」「学区社協」「障害者施設」のそれぞれから、日頃の活動を紹介いただき、意見集約に努めました。

三者の報告の中では、それぞれの実情に応じて、活発な活動が展開され

ていることが紹介されましたが、そのいずれの活動も「ふれあう」ことや「交流する」ことから、当事者の連帯感や仲間意識、地域の理解・協力が深まってきていることが報告されています。

具体的には、当事者の定期的な活動やレクリエーション事業を行うことで、各種団体の支援の輪が広がってきていることや、施設が主催する季節行事などを地域や関係団体と協働して開催することで、施設に対する住民の理解が深まったことが紹介されました。

一方、現在南区において障害者の地域交流事業に取り組んでいる学区社協は7学区となっており、アンケート調査においても、障害者地域交流事業の認知度は他の事業に比べて低いことが明らかになっています。

こうした中、当事者の連携強化を図るための活動としてはもとより、地域住民の理解を深めていくための活動としても、重点的に障害者地域交流事業を拡充していく必要があります。

また、その手法についても、障害の種別にとらわれず広く参加を呼びかけるとともに、学区の実情に応じて関係団体や施設との連携を深め、「ふれあい」や「交流」を中心とした活動を推進していくことが今後の課題としてあげられています。

精神保健福祉活動に関する懇談会

南区社協では、精神保健福祉分野において、家族会の共同作業所（現「すぎなハウス」）づくりとその運営の支援から始まり、平成11年12月には京都市南老人福祉センターの一角に開設したふれあいサロン“みなみ”（以下、「サロン」）を保健協議会や専門家と実行委員会を組織して運営するとともに、「南区こころの健康を考える会」への参画、南区役所保健部や「すぎなハウス」と連携した取り組み、精神保健ボランティアの育成等を推進してきました。

サロンの事業については、当事者の社会参加や憩いの場であると同時に、地域住民やボランティアとの交流の場を提供することで、地域啓発の推進を図ることを目的に推進していますが、当事者やその家族を含む関係者からは、高い評価を得ています。

しかし、その反面、地域啓発が思うように進まず、地域の中にはまだまだ偏見や差別が存在することや、日常の関わりの中で当事者の主体性・要望を十分に引き出せていないこと、ニーズの多様化や重複障害者への対応等に苦慮していることも事実です。

こうした中、今後の南区社協の課題としては、当事者や家族が地域に向いて思いを語る機会をつくるなど、地域住民が理解を深めることができる啓発活動の具体化・条件整備を進めることや、困難ケースに対応するための当事者や家族を含めた関係機関・施設のネットワークを強化していくことが必要となっています。

また、行政への要望として、グループホームや作業所等の社会資源の拡充を求める声があげられ、とりわけ地域で生活していくための相談援助機能の強化として、地域生活支援センターの設立を望む声も大きくなっています。

(4) 子育て支援分野

子育てに関するシンポジウム

少子高齢化や女性の社会進出が進む中、子育てに関する支援策が求められてきています。いま地域の中で何が問題となっているのか、具体的にできる支援とは何かを明らかにするために「子育てサークル」「児童館」「保育園」「子育て支援センター」から、それぞれの現状と課題について報告いただき、その問題把握に努めました。

まず、現在の若い母親の状況として、地域の中で人とのコミュニケーションを図るのが苦手であったり、育児雑誌など画一的な情報が氾濫する中、思い通りにいかない子育てにイラ立つ母親が増えてきていること等があげられ、またそのことを気軽に相談できる人が身近にいないため、関係機関への相談が激増していることが報告されました。

一方、本来子どもを楽しませるために始まった子育てサークル活動が、母親の社会参加・交流の場として、個人の社交能力を成長させたり不安を解消する結果となっており、同じ立場でつながることや、悩みを共有したり情報交換することが、子育てに自信や安心感が持てるようになる大きなきっかけとなっていることが報告されています。

こうした現状から、南区社協の取りくむべき課題としては、若い親が置かれている状況を正しく受け止めながら、地域の中で親子が様々な世代と交流できるような出会いの仕組みづくりを構築することや、地域内に子育て中の母親が気軽に集える場を確保し、仲間づくりを進めていくこと、またそれを優しく見守っていくことができる、各種関係機関・団体のネットワークの強化が求められています。

(5) その他

共同募金受配事業に係る配分事業等の見直しについて

現在、中央共同募金会では、地域住民に対して“身近でわかりやすい具体的な配分事例”を情報提供することで、使い途の周知を充実し寄付意欲の喚起につなげることを目的に、共同募金の配分に係る「透明性の確保」と「情報公開」の整備が進められており、平成15年9月頃にはインターネットを通じて全国の共同募金配分事業が情報開示される予定となっています。

これまでの南区社協における共同募金配分金の使途については「基本助成」や「育成助成」として、学区社協や各種福祉団体に運営費の一部として助成するとともに、ボランティア活動費や独自の福祉事業費等の貴重な財源として活用してきました。

しかし、情報提供の視点から「基本助成」や「育成助成」といった抽象的な助成事業は好ましくないことや、透明性を確保していくためにも、事業実施にかかる使途については充分配慮することが求められており、共同募金の趣旨や性格に即した運用をしていくよう指導されています。

したがって、南区社協としても今後の配分事業の見直しをおこなうとともに、住民にとってわかりやすく理解の得られる具体的な地域福祉活動に充当していくことや、配分先の団体からも、事業実施にかかる費用明細の報告を確実にこなってもらうことが必要となっています。

第3章 基本目標「何を重視するのか」

1. 当事者や家族とのつながりを重視する

高齢者や障害者、そして子育て・・・あらゆる分野で、当事者や家族が地域社会の中で「孤立」していることが原因となって、様々な生活問題や福祉問題を抱え込んだり、深刻化させたりしています。今後ますます孤立防止の取り組みが地域で重要となっており、当事者や家族、地域の住民やボランティア、関係機関・施設の職員等が気軽に集ってふれあえる「場」をたくさん地域に作っていくことが重要です。また、外に出にくい当事者・家族に訪問して声をかけたり、見守ったり、困ったときには支援の手を差し伸べる、そのようなネットワークを地域に築くことも重要です。

2. 総合相談・援助活動とともに、当事者の権利擁護の取り組みを重視する

南区社協では、平成4年度より「南区ふれあい福祉センター」を開設し「地域福祉総合相談事業」に取り組んできました。また、平成9年度からは「ボランティアセンター事業」に取り組み、ボランティア活動に関する住民からの相談に対応するとともに、平成11年10月から「生活福祉資金貸付事業」の事務（受付、相談、償還等）が福祉事務所より移管され、住民からの生活相談にも対応する等、住民が気軽に相談できる「窓口」として年々活動の幅を広げてきました。

とりわけ、平成15年6月に開設される京都市社会福祉協議会が運営する「ひと・まち 交流館 京都」では、各種の相談や地域福祉権利擁護事業が推進される予定であり、京都市社会福祉協議会との連携により権利擁護も含んだ地域福祉総合相談機能と体制の強化を進めます。

3. 当事者や家族を支えるネットワークづくりを重視する

各種のふれあい・交流事業、地域での見守りや支えあいの活動、そして相談や在宅福祉サービス事業等のあらゆる活動を通して寄せられる当事者や家族の生活や福祉の個別問題の解決をめざして、高齢者や障害者、子育て等の分野で、関係機関や施設、ボランティアとの日常的・有機的で柔軟性のあるネットワークづくりを促進します。

4. あたらしい社会福祉のシステムを地域の中で検証する活動を重視す

社会福祉法の施行により従来の「措置」から「契約」へとシステムが移行しています。この「契約」を基本とした「介護保険制度」やこれから始まる「支援費制度」等について、地域で学習し、制度そのものを当事者や家族、地域住民に周知していく活動とともに、制度が当事者の自立支援に有効に機能しているか、制度の対象から外れた当事者の問題等を地域の中で検証していく活動を重視します。

5. 社協の活動住民に広く知らせる活動や社会福祉や暮らしの情報を住民に伝える活動を重視する

社協活動の原動力は住民のボランティア活動であり、活動を支える財源の中心は住民から頂く賛助会費と住民が拠出した共同募金の配分金です。一人でも多くの住民に社協活動の内容を伝え、参加や支援を喚起することが求められます。また、ボランティア活動に関する情報や当事者が自立生活を営むために必要な社会福祉や暮らしの情報等を発信していくことも重要です。広報紙はもちろんのこと、各種の広報物（チラシやビラ）、インターネット、新聞等を通して情報宣伝活動を積極的に推進していきます。

第4章 基本計画「各分野でどのような活動を推進するのか」

1. 学区社会福祉協議会活動

- (1) 学区社協の組織の強化や運営の確立を支援するとともに、活動の担い手づくりへの支援を強化します。
- (2) 当事者・家族の孤立化を防ぐため、声かけ、見守り、簡易な支援のネットワーク活動を強化します。
- (3) 福祉コミュニティーの発展をめざして、各種のふれあい交流事業を強化します。
- (4) 社会福祉の新しい制度や仕組みについて学習を深め、住民に周知する取り組みを強化します。
- (5) 学区社協の活動に対する住民の理解を促進させ、住民の参加や支援を喚起する取り組みを強化します。

2. 高齢福祉分野の取り組み

- (1) 「入浴サービス」について、利用しやすい条件づくりの一環として利用料金の助成制度の新設やサービスの啓発を推進するとともに、介護保険制度の下での意義や有効性について調査・研究を進めます。
- (2) 介護保険制度下での要介護認定の受け方や介護サービスの利用方法等の情報を住民にわかりやすい方法で発信します。
- (3) 学区社協と連携して取り組んでいる「寝具のクリーニングサービス」について、利用対象や利用条件の統一化を図り推進します。
- (4) 介護者の会「ちょっといっぷく会」の育成や自立支援活動に取り組むボランティアグループの育成を進めます。
- (5) 学区社協で実践する高齢者の自立支援、孤立防止、つながりづくり、地域でのふれあい交流を目的とした活動を支援します。

3. 障害福祉分野の取り組み

- (1) 支援費制度に関する情報を住民にわかりやすい方法で発信します。
- (2) 精神保健福祉分野の取り組みについて、保健所や医療、施設、相談機関の関係者とネットワークを構築しながら、「ふれあいサロン“みなみ”」の運営や「心の支援ボランティアの組織化と育成」、「地域啓発活動」、「家族会の育成」を推進します。
- (3) 学区社協で実践する障害者の自立支援、孤立防止、つながりづくり、地域でのふれあい交流を目的とした活動を支援します。

4. 児童福祉、子育て支援の取り組み

- (1) 子育て支援の取り組みについて、福祉事務所や施設、相談機関、当事者グループ等の関係者とネットワークを構築しながら、「子育てグループの支援」や「情報誌や広報物の発行」、「ホームページの開設・運営」、「イベントの開催」等の情報・啓発活動を推進します。
- (2) 学区社協で実践する青少年・児童問題に対する研修や啓発活動、子育て中の親や親子を対象とした交流や話し合い、研修等の活動を支援します。

5. ボランティアセンター事業

- (1) 南区社協ボランティアセンターを有機的に活用し、区内のボランティアグループの活動支援を充実・強化します。
- (2) ボランティア活動に関する相談や斡旋がスムーズに展開できるよう需給調整機能を強化します。
- (3) ボランティアの裾野を広げる取り組みとして、「ボランティアスクール」の内容を充実させるとともに、他団体や施設、企業等が取り組むボランティア体験活動や介護体験活動等を支援します。
- (4) 福祉教育活動として、「青少年の福祉体験事業」の内容を充実させるとともに、学校での福祉・介護体験の取り組みを支援します。

6. 地域福祉のネットワーク活動

- (1) 「南区高齢者ネットワーク事業」に参画し、積極的に推進します。
- (2) 「南区心の健康を考える会」に参画し、精神障害の啓発や研修を積極的に推進します。
- (3) 「南区子ども問題連絡会」に参画し、子どもの虐待の問題や子育て問題に対する啓発や研修を積極的に推進します。
- (4) 個別問題の解決を図ることを目的とした関係機関・団体、施設、ボランティアグループ、NPO等の関係者による現場レベルのネットワークを充実します。

7. 地域福祉総合相談事業

- (1) 京都市社協との連携を強化し、権利擁護も含んだ「地域福祉総合相談事業」の機能強化を図ります。
- (2) 「生活福祉資金貸付事業」に関する相談・事務処理体制の強化を進めます。

8. 広報・啓発活動、福祉情報活動

- (1) 各種の情報提供や区・学区社協の事業・活動の周知を目的として発行する広報紙「かざぐるま」の紙面を充実するとともに、区社協のホームページの内容を再生・充実します。
- (2) ふれあい交流と啓発を目的とした「南しゃきょうフェスタ」の内容を充実させ、参加者の輪を広げます。

9. 調査・研究、研修活動

- (1) 本計画の進捗状況や達成状況のチェックを行い、本計画の評価や見直しを進めるために学識経験者や第三者を含む「評価会議」を設置するとともに、地域住民の生活実態や意識を明らかにしたり、暮らしや福祉に関するニーズを集約する調査活動に取り組み、本計画の評価や見直し、第二次地域福祉活動計画の策定に活用します。
- (2) 会員やボランティア、一般住民を対象とした各種福祉講座やシンポジウムを開催するとともに、京都市社協と共催による役職員研修を充実します。

10. 区社協の組織および財政基盤の整備

- (1) 法人設立当初からの課題である拠点「南区地域福祉総合センター」の早期実現のため、要望活動を強化します。
- (2) 本計画の実行に合わせて現行の組織体制を見直すとともに、ボランティアグループやNPO等の市民団体の加入について検討し、組織体制の強化を進めます。
- (3) ボランティアコーディネーターの専任化や生活福祉資金貸付事業と地域福祉権利擁護事業を担当する専任職員の確保を要望し、事務局職員体制の充実を図ります。
- (4) 区・学区社協活動の啓発を進め、住民の理解を促進しながら、賛助会員の増強を図ります。
- (5) 共同募金受配事業が住民にわかりやすい内容に改正するとともに、中央共同募金会の指示による情報公開を進めます。

第5章 実施計画「5ヵ年間の推進計画」

1. 学区社会福祉協議会活動

重点活動				
具体的な事業項目	年次計画			備考
	H15 ～	H17 ～	H19 ～	
(1) 学区社協の組織強化や運営の確立に向けての支援				
1. 組織・運営体制の強化支援	○	○	○	
2. 活動の担い手づくりへの支援	○	○	○	福祉協力員やボランティア等の設置
3. 学区の各種団体との連携強化	○	○	○	
(2) 小地域ネットワーク活動の強化				
1. 安心すこやかネットワーク事業の推進	◎	○	○	台帳の整備と支援ネットワークの確立
2. ネットワークの対象を広げる	○	◎	◎	
(3) 各種のふれあい交流事業の強化				
1. 在宅老人ふれあい事業の充実	○	○	○	内容の充実
2. 健康すこやか学級事業の拡充	◎	○	○	全学区での実施
3. 障害者地域交流事業の拡充	◎	○	○	全学区での実施
4. 福祉施設との交流活動の促進	○	○	○	
(4) 社会福祉に関する研修活動の強化				
1. 役員や福祉協力員等の研修会の開催支援	○	○	○	年1回程度の開催（最低）
2. 地域住民に対する各種福祉講座の開催支援	○	○	○	
(5) 学区社協の活動周知や情報公開の促進				
1. 広報紙の発行支援	○	○	○	年1回程度の発行（最低）
2. 各種の広報活動の支援	○	○	○	

2. 高齢福祉分野の取り組み

重点活動				
具体的な事業項目	年次計画			備考
	H15 ～	H17 ～	H19 ～	
(1)入浴サービス事業の推進				
1. サービスの啓発活動の拡充	◎	○	○	
2. 利用料金の助成制度の実施	◎	○	—	パイロット事業
3. サービスの有効性に関する調査・研究	○	◎	—	
(2)情報の収集と発信				
1. 介護保険や自立支援に関する情報収集	◎	○	○	
2. 介護保険や自立支援に関する広報活動の推進	◎	○	○	情報紙の発行
(3)寝具のクリーニングサービスの推進				
1. 学区社協との連携によるサービスの強化	○	○	○	
2. 利用対象や利用条件の統一化	◎	—	—	助け合いからサービスへ
(4)介護者の会や自立支援ボランティアグループの育成				
1. 「ちょっといっぷく会」の育成	○	○	○	介護者の会
2. 自立支援ボランティアグループの活動支援	○	○	○	

3. 障害福祉分野の取り組み

重点活動				
具体的な事業項目	年次計画			備考
	H15 ～	H17 ～	H19 ～	
(1)情報の収集と発信				
1. 支援費制度や自立支援に関する情報収集	◎	○	○	
2. 支援費制度や自立支援に関する広報活動の推進	◎	○	○	情報紙の発行
(2)精神保健福祉分野での活動推進				
1. 関係機関、施設等とのネットワーク構築	◎	○	○	
2. 「ふれあいサロン“みなみ”」の運営	○	○	○	実行委員会
3. こころの支援ボランティアの組織化・育成	○	○	○	
4. 家族会の育成	○	○	○	
5. 学区社協と連携した地域啓発活動の推進	○	○	○	

4. 児童福祉、子育て支援の取り組み

重点活動				
具体的な事業項目	年次計画			備考
	H15 ～	H17 ～	H19 ～	
(1) 子育て支援事業の推進				
1. 関係機関、施設等とのネットワーク構築	◎	○	○	
2. 各種情報誌や広報物の発行	○	○	○	
3. ホームページの開設・運営	◎	○	○	社会福祉医療事業団助成
4. イベントの開催	◎	○	○	
5. 子育てグループの支援	○	○	○	

5. ボランティアセンター事業

重点活動				
具体的な事業項目	年次計画			備考
	H15 ～	H17 ～	H19 ～	
(1) 南区社協ボランティアセンターの管理運営				
1. センターを有機的に活用したボランティア活動の支援	○	○	○	唐橋経田町
(2) ボランティア活動の振興				
1. 相談、需給調整機能の強化	○	○	○	
2. ボランティア情報の発信	○	○	○	
3. ボランティア活動の支援	○	○	○	助成や助言、情報提供等
4. ボランティアグループ連絡会の運営強化	○	○	○	
(3) ボランティアの裾野を広げる活動の充実				
1. ボランティアスクールの拡充	○	○	○	
2. ボランティアや介護体験活動等の支援	○	○	○	他団体、施設、企業等
(4) 福祉教育活動の充実				
1. 青少年の福祉体験事業の拡充	○	○	○	
2. 学校での福祉・介護体験等の支援	○	○	○	

6. 地域福祉のネットワーク活動

重点活動				
具体的な事業項目	年次計画			備考
	H15 ～	H17 ～	H19 ～	
(1) 「南区高齢者ネットワーク事業」への参画				
1. 区域レベルのネットワーク活動の強化	○	○	○	区役所等との連携
2. 学区レベルのネットワーク活動の強化	○	○	○	区役所等との連携
(2) 「南区こころの健康を考える会」への参画				
1. 啓発活動や研修活動の推進	○	○	○	区役所等との連携
2. 当事者、家族、関係施設・機関との連携強化	○	○	○	区役所等との連携
(3) 「南区子ども問題連絡会」への参画				
1. 啓発活動や研修活動の推進	○	○	○	区役所等との連携
2. 調査活動や子育て支援活動の企画・実施	○	○	○	区役所等との連携
(4) 現場レベルでの専門職や関係者のネットワーク強化				
1. 専門職や関係者の個別支援ネットワークの強化	○	○	○	

7. 地域福祉総合相談事業

重点活動				
具体的な事業項目	年次計画			備考
	H15 ～	H17 ～	H19 ～	
(1) 権利擁護を含む地域福祉総合相談事業の実施				
1. 一般相談の実施	○	○	○	京都市社協との連携
2. 専門相談の実施	○	○	○	入浴、介護、住宅改造 等
3. 権利擁護に関する相談、個別支援	○	○	○	京都市社協との連携
(2) 生活福祉資金貸付事業に関する相談・事務の強化				
1. 相談機能の強化	○	○	○	京都市社協との連携
2. 府社協、民生委員、福祉事務所との連絡調整	○	○	○	
3. 事務処理体制の強化	○	○	○	京都市社協との連携

8. 広報・啓発活動、福祉情報活動

重点活動				
具体的な事業項目	年次計画			備考
	H15 ～	H17 ～	H19 ～	
(1) 各種情報提供や区社協事業のPR強化				
1. 広報紙「かざぐるま」の発行	○	○	○	定期発行と紙面の充実
2. 各種福祉情報の広報物の発行	○	○	○	
3. 区社協のホームページの再生・充実	◎	○	○	
(2) 啓発とふれあい交流を目的としたイベントの開催				
1. 「南しゃきょうフェスタ」の再生・充実	◎	○	○	保育園組織等との連携

9. 調査・研究、研修活動

重点活動				
具体的な事業項目	年次計画			備考
	H15 ～	H17 ～	H19 ～	
(1) 地域福祉活動計画の進行管理				
1. 「評価会議」の設置・運営	◎	○	○	
2. 住民ニーズを把握するための調査活動の実施	◎	○	—	
(2) 地域役員、ボランティア等の研修活動の推進				
1. 各種福祉講座やシンポジウム等の開催	○	○	○	
2. 市社協と共催による役職員研修会の開催	○	○	○	

10. 区社協の組織および財政基盤の整備

重点活動				
具体的な事業項目	年次計画			備考
	H15 ～	H17 ～	H19 ～	
(1) 地域福祉総合センターの早期実現				
1. 建設促進活動の推進	○	○	○	要望
(2) 組織体制の見直し強化				
1. 役員の役割分担と組織構成の見直し	◎	○	○	
2. 会員についての検討と見直し	◎	○	○	
(3) 事務局職員体制の拡充				
1. ボランティアコーディネーターの専任化	○	○	○	要望
2. 福祉資金、権利擁護事業の職員確保	○	○	○	要望
(4) 賛助会員の増強				
1. 賛助会員募集活動の強化推進	○	○	○	学区社協との連携
(5) 共同募金受配事業の透明性確保と情報公開				
1. 共同募金受配事業の見直しによる透明性の確保	◎	○	○	情報公開の促進

地域福祉活動計画の統括表

基本目標					基本計画		実施計画	
何を重視するのか					活動の分野	重点活動	具体的な事業項目	
1 当事者や家族とのつながりづくりを重視する 2 総合相談・援助活動とともに、当事者の権利擁護の取り組みを重視する 3 当事者や家族を支えるネットワークづくりを重視する 4 新しい社会福祉のシステムを地域の中で検証する活動を重視する 5 社協の活動を住民に広く知らせる活動、社会福祉や暮らしの情報を住民に伝える活動を重視する	学区社会福祉協議会 活動	学区社協の組織強化や運営の確立に向けての支援	組織・運営体制の強化支援 活動の担い手づくりへの支援 学区の各種団体との連携強化					
		小地域ネットワーク活動の強化	安心すこやかネットワーク事業の推進 ネットワークの対象を広げる 在宅老人ふれあい事業の充実	改善				
		各種のふれあい交流事業の強化	健康すこやか学級事業の拡充 障害者地域交流事業の拡充 福祉施設との交流活動の促進					
		社会福祉に関する研修活動の強化	役員や福祉協力員等の研修会の開催支援 地域住民に対する各種福祉講座の開催支援					
	高齢者分野の取り組み	入浴サービス事業の推進	サービスの啓発活動の拡充 利用料金の助成制度の実施 サービスの有効性に關する調査・研究		新規			
		情報の収集と発信	介護保険や自立支援に関する情報収集 介護保険や自立支援に関する広報活動の推進		新規			
		寝具のクリーニングサービスの推進	学区社協との連携によるサービスの強化 利用対象や利用条件の統一化		改善			
		介護者の会や自立支援ボランティアグループの育成	「ちよつといぶぐ会」の育成 自立支援ボランティアグループの活動支援					
	障害者分野の取り組み	情報の収集と発信	支援費制度や自立支援に関する情報収集 支援費制度や自立支援に関する広報活動の推進		新規			
		精神保健福祉分野での活動推進	関係機関、施設等とのネットワークの構築 「ふれあいサロン“みなみ”」の運営 こころの支援ボランティアの組織化・育成 家族会の育成		新規			
	児童福祉・子育て支援の取り組み	子育て支援事業の推進	関係機関、施設等とのネットワークの構築 各種情報誌や広報物の発行 ホームページの開設・運営 イベントの開催 子育てグループの支援		新規 新規 新規			
	ボランティアセンター事業	南区社協ボランティアセンターの管理運営	センターを有機的に活用したボランティア活動の支援 相談、需給調整機能の強化					
		ボランティア活動の振興	ボランティア情報の発信 ボランティア活動の支援 ボランティアグループ連絡会の運営強化					
		ボランティアの裾野を広げる活動の充実	ボランティアスクールの拡充 ボランティアや介護体験活動等の支援 青少年の福祉体験事業の拡充 学校での福祉・介護体験等の支援					
	地域福祉のネットワーク活動	「南区高齢者ネットワーク事業」への参画	区域レベルのネットワーク活動の強化		新規			
		「南区こころの健康を考える会」への参画	学区レベルのネットワーク活動の強化 啓発活動や研修活動の推進		改善			
		「南区子ども問題連絡会」への参画	当事者、家族、関係施設・機関との連携強化 啓発活動や研修活動の推進					
		現場レベルでの専門職や関係者のネットワーク強化	調査活動や子育て支援活動の企画・実施 専門職や関係者の個別支援ネットワークの強化					
	地域福祉総合相談事業	権利擁護を含む地域福祉総合相談事業の実施	一般相談の実施 専門相談の実施 権利擁護に関する相談、個別支援		改善			
		生活福祉資金貸付事業に関する相談・事務の強化	相談機能の強化 府社協、民生委員、福祉事務所との連絡調整 事務処理体制の強化					
広報・啓発活動 福祉情報活動	各種情報提供や区社協事業のPR強化	広報誌「かさぐるま」の発行 各種福祉情報の広報物の発行 区社協のホームページの再生・充実		改善				
	啓発とふれあい交流を目的としたイベントの開催	「南しやきょうフェスタ」の再生・充実 「評価会議」の設置・運営		改善 新規				
調査・研究 研修活動	地域福祉活動計画の進行管理	住民ニーズを把握するための調査活動の実施 各種福祉講座やシンポジウム等の開催		新規				
	地域役員、ボランティア等の研修活動の推進	市社協と共催による役員研修会の開催						
区社協の組織および 財政基盤の整備	地域福祉総合センターの早期実現	建設促進活動の推進						
	組織体制の見直し強化	役員の見直しと組織構成の見直し 会員についての検討と見直し		改善				
	事務局職員体制の拡充	ボランティアコーディネーターの専任化 福祉資金、権利擁護事業の職員確保		改善				
	賛助会員の増強 共同募金受配事業の透明性確保と情報公開	賛助会員募集活動の強化推進 共同募金受配事業の見直しによる透明性の確保		改善				

【課題別懇談会】

学区社協、高齢者、障害者、児童、ボランティアの各分野で、関係者との懇談会やシンポジウムを開催し、区社協事業に対する意見を聴取。

部会等	日 時	懇談・意見聴取内容
障害福祉部会	平成 14 年 6 月 3 日	◆南区社協の障害福祉活動の現状と今後の方向性について ① 南区社協の障害者地域交流活動の現状と「南区社協事業の評価に関するアンケート調査」結果報告について ② 今後の方向性について ③ その他
ボランティアグループ連絡会	平成 14 年 6 月 17 日	◆南区社協ボランティアセンター事業についての意見聴取 ① 南区社協ボランティアセンターの運営について ② 南区ボランティアグループ連絡会のあり方について ③ その他
障害者地域交流事業に関する懇談会 (ミニシンポジウム)	平成 14 年 7 月 8 日	◆実践団体・施設からの報告 ・実践団体から / 唐橋障害者連合会「歩もう会」 ・学区社協から / 吉祥院社会福祉協議会 ・施設から / 小規模通所授産施設「成望館」
学区社協部会	平成 14 年 7 月 15 日	◆各種事業(学区社協関係)の意見交換 ① 南区在宅老人ふれあい事業 ② 健康すこやか学級事業 ③ 障害者地域交流事業 ④ 寝具のクリーニング事業 ⑤ 南しゃきょうフェスタ ⑥ 賛助会費の増強活動
学区社協部会	平成 14 年 9 月 17 日	◆地域福祉活動計画に盛り込む 学区社協の重点事業について ① 5年間で拡充していく重点事業について (1) 健康すこやか事業 (2) 小地域ネットワーク活動 (3) 各種のふれあい事業 ・ 障害者地域交流事業 ・ 在宅老人ふれあい事業 ・ 福祉施設の地域啓発 ・ 交流事業広報紙の発行 ② 5年間で実施方法を見直す事業について ・ 寝具のクリーニングサービス

部会等	日 時	懇談・意見聴取内容
子育て シンポジウム	平成 14 年 11 月 25 日	<p>◆子育て支援の現状の取り組みと 今後必要とされる支援について</p> <p>□子育てサークルから / 子育てサークルやんちゃあず □児童館から / 塔南の園児童館 □保育園から / 吉祥院保育園 □行政から / 南子ども支援センター</p>
精神保健福祉 活動に関する 懇談会	平成 14 年 12 月 12 日	<p>◆南区社協が取り組む精神保健福祉活動に関する 現状と課題</p> <p>(1) 現状報告</p> <p>①『ふれあいサロン“みなみ”』の協働運営 ②精神保健ボランティア育成活動の推進 ③共同作業所すぎなハウスとの連携 ④サロンの利用促進と精神保健活動の啓発</p> <p>(2) 懇 談</p> <p>①当事者・家族が抱える問題状況と その支援策について ②社協活動に期待すること</p>

南区社協地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

社会福祉法人 京都市南区社会福祉協議会

1. 趣 旨

本会では、平成元年10月の法人設立以降、賛助会員の増強を背景に、事業・活動の強化を進め、平成4年度には厚生省（現：厚生労働省）指定の「ふれあいのまちづくり事業」、平成9年度からは厚生省・京都市指定の「区ボランティアセンター事業」に取り組み、その実践の中で事業・活動の拡充・強化を図ってきた。

平成12年度の社会福祉法の施行、介護保険制度の実施等に伴い、従来の社会福祉のシステムが大きく変更されるとともに、地域福祉の重視、社会福祉協議会の新たな役割の発生等、社会福祉協議会を取り巻く環境は大きく変化してきている。

そうした中、法人設立10年を経て、南区における社協活動をどのように発展させていくのか、その道筋を地域福祉活動計画として明かにするために本委員会を設置する。

2. 設置期間

平成13年11月1日から平成15年3月31日とする。

3. 構成並びに役員

(1) 委員は、次に掲げる者から会長が委嘱する。

- ①本会役員
- ②本会会員の団体・施設関係者
- ③関係住民組織の役員
- ④行政関係者
- ⑤その他、会長の指名する者

(2) 委員会に次の役員を置く。

- ①委員会に委員長1名、副委員長3名を置く。
- ②委員長は会長が就任し、副委員長は会長が委員の中から指名する。

(3) 委員会に顧問を置く。

4. 委員の任期

(1) 委員の任期は、委員会の設置期間内とする。

(2) 補欠により就任した委員は、前任者の残任期間とする。

(付 則)

この要綱は、平成13年10月 1日から施行する。

南区社協「地域福祉活動計画」策定委員会 役員及び委員名簿

顧問	北川龍彦	(南区各種団体連絡協議会会長)
顧問	浅野明美	(南区長)
委員長	北川龍市	(南区社会福祉協議会会長)
副委員長	木浦正雄	(南区社会福祉協議会副会長)
副委員長	東山豊次	(南区自治連合会副会長)
副委員長	富江昭	(南民生児童委員会副会長)
委員	嶋宗孝	(南区社会福祉協議会副会長)
委員	米田忠雄	(南区社会福祉協議会副会長)
委員	敏森克由	(南区社会福祉協議会総務委員長)
委員	奈佐三郎	(南区社会福祉協議会事業委員長)
委員	炭谷憲三	(南区自治連合会副会長)
委員	山下治雄	(南民生児童委員会副会長)
委員	丸田愛子	(南民生児童委員会理事)
委員	七里桂仙	(南民生児童委員会理事)
委員	田中正一	(南区老人クラブ連合会会長)
委員	矢野藤二郎	(南区身体障害者団体連合会会長)
委員	入江てる子	(京都手をつなぐ育成会南支部長)
委員	浜野佐七	(京都府共同募金会南地区支会長)
委員	西村昭二	(九条少年補導委員会委員長)
委員	三浦照男	(梅逕社会福祉協議会会長)
委員	中村喜代子	(東梅逕社会福祉協議会会長)
委員	田村精一	(弘道社会福祉協議会会長)
委員	長谷川栄一	(陶化社会福祉協議会会長)
委員	高地繁	(東和社会福祉協議会会長)
委員	磯野好一	(山王社会福祉協議会会長)
委員	富家良三	(祥豊社会福祉協議会会長)
委員	田中成守	(上鳥羽社会福祉協議会会長)
委員	鈴木恵子	(南区地域女性連合会会長)
委員	森岡隆司	(南さつき会世話人)
委員	崔忠植	(希望の家カトリック保育園園長)
委員	関透	(下京西部医師会)
委員	橋本博	(南区役所福祉部長)
委員	岡本洋司	(南区役所地域振興課長)
委員	芦田和邦	(南区役所保健部次長)